

平成17年度 第4回主要課題改革推進委員会 議事概要（厚生労働省との公開討論）

1. 日時：平成17年11月22日（火） 14:00～14:45

2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3. 出席者

（委員） 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、

赤羽貴専門委員、安念潤司専門委員、福井秀夫専門委員、美原融専門委員

（厚生労働省）上村隆史職業能力開発局長、草野隆彦官房審議官、

杉浦信平職業能力開発局総務課長、久保村日出男職業能力開発局能力開発課長、

石田寿職業能力開発局育成支援課長、生田正之職業安定局総務課長、

田窪丈明職業安定局総務課調査官

（事務局）永谷内閣審議官、河市場化テスト推進室長、田中規制改革・民間開放推進室長、

櫻井市場化テスト推進室参事官、栗原市場化テスト推進室参事官、

井上規制改革・民間開放推進室参事官

4. 議題

○（独）雇用・能力開発機構の今後の効率化等について

5. 議事概要

○宮内議長 大変お待たせいたしました。

それでは、引き続きまして意見交換の場に移らせていただきます。

独立行政法人雇用・能力開発機構の今後の効率化等について、これがテーマでございます。本日は、厚生労働省の幹部の皆様方に御多用のところでございますが、御足労をいただきました。誠にありがとうございます。

当会議といたしましては、近年、中高年ホワイトカラーや若年失業者の増加等、失業者の質が多様化していることを踏まえ、職業紹介や職業訓練といった分野において、既に知見、ノウハウを有する民間事業者の力を活用するため、抜本的な民間開放を行い、多様で質の高いサービスの提供や、コスト削減をすべき、このような観点から精力的に検討を重ねてまいっております。

本日は、雇用対策のうち、職業訓練や雇用促進住宅を中心に扱っている、独立行政法人雇用・能力開発機構につきまして、意見交換をさせていただきたいと考えております。

もう既に時間が遅れてしまっておりますが、時間配分といたしましては、まず冒頭に私どもの会議の考え方を5分程度で御説明を申し上げさせていただきたいと思います。

その後、厚生労働省から当会議の考え方に対する御意見を、できましたら10分程度でお話をいただきまして、その後、意見交換の時間を30分程度取らせていただければと、このような形で進めてまいりたいと思います。

それでは、まず私どもの方から雇用・能力開発機構に関する考え方を、八代総括主査から御説明をさせていただきたいと思います。

○八代総括主査 お手元に「（独）雇用・能力開発機構に対する当会議からの問題提起」

という紙がございますので、これを見ていただきたいと思います。

まず、１ページめくっていただきまして「当会議の基本的な考え方」ということで、公共サービスの質の向上、それからコストの効率化を推進するために、以下のような職業訓練について政策を行っている雇用・能力開発機構について、まず、国が何らかの関与をする必要があるのか、ないかというのを見直すということを求めているわけであります。

今、特別会計の見直しというのが政府与党で行われておりますけれども、その中でも雇用・能力開発機構というのは、かなりの大きな規模を占めているわけで、その意味でこういう形で依然として独立行政法人を使って、国が何らかの関与をする必要性が本当にあるかどうか。もし、必要性がないのであれば、速やかに廃止する必要があるかと思われます。

仮に必要性があると御主張されるのであれば、国の関与の必要がある事業について、本当に雇用・能力開発機構が唯一の存在なのか、それとも民間ではできないかどうかを「市場化テスト」を実施する必要があるということでございます。

具体的に雇用・能力開発機構は、３つの大きな仕事をしておられまして、職業能力開発施設、これは墨田区のアビリティガーデンを含む幾つもの施設でありますけれども、これと「私のしごと館」という２つがあるわけですが、地方公共団体とか民間で労働者の教育の機関が非常に幅広く存在している中で、国民の多額の負担、十何兆という資金を使って、本当に機構がこういう事業をする必要があるのかどうかというのを是非お答え願いたいと思います。仮に必要だとしても、これが民間でできるかどうか、「市場化テスト」の全面的な対象とすべきではないだろうかということでございます。

もう一つ、雇用促進住宅というのがありまして、これは平成１３年に早期の廃止というのが閣議決定でありますけれども、なぜか、今いる人たちが、まだ入っている人がいるので、建物が壊れるまで廃止できないと。そのために３０年を要すると言われておりますが、なぜそんなに必要なのか。必要な補償金等払って、民間であれば当然有効活用すべき国の資産であるわけですので、そういう意味で、なぜこれに３０年もかけるというお話なのかというのを、今日は是非お話しいただきたいと思います。

もう既に雇用・能力開発機構がどのような仕事をされているかについては、もう何回もレクチャーを受けておりますので、今更、最初から御説明いただく必要はありませんので、今、こちらから指摘しました、現在における必要性和「市場化テスト」の対象にすべきかどうかの２点に絞って簡潔にお答えいただければ幸いです。

○宮内議長 それでは、厚生労働省側のお考えをお話しいただければと思います。

○上村職業能力開発局長 職業能力開発局の上村と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

機構の効率化等についていただいたものですから、資料を機構の効率化に向けての取組みで用意しておりまして、その資料をちょっと説明させていただきたいと思います。

今、八代先生からございましたように、概要等は省略させていただきますが、効率化等について取組みの状況について、まず２ページを開いていただきたいと思います。

中期目標を定め、それに基づいて中期計画をつくって、19年度までの中期計画でございますが、それに向けて予算節減等に取り組んでいるところでございます。

ここにちょっと太い棒グラフになっておりますが、平成14年度を基準として、平成19年度まで一定の運営費交付金算定ルールというのがございますが、これによって平成19年度には、平成14年度の基準額1,103億円だったのを937億円にすると。そのうち、運営費交付金相当分は平成14年度で1,045億円が876億円と、これが中期計画でございます。

この計画どおりに行くとすれば、平成18年度、現在、予算要求している額でございますが、平成18年度が2つ書いてございますが、その左側にございますような額になるところでございますが、民間から来ていただいた理事長を先頭に、精力的に効率化に取り組んでいただいております。来年度要求は、言わば平成18年度は前倒しした額で、運営費交付金は875億円、交付金として平成14年度比16.3%削減の要求ということになってございます。

次は訓練施設についてでございます。

これは、もう何度も御説明をさせていただいておりますので、周知のことかと思いますが、機構が行っております公共職業訓練は、独法になる前の平成13年12月に閣議決定されておりますけれども、ここにございますように、離職者訓練は民間では実施できないもののみに限定して実施し、民間委託も拡大するとしています。

それから、在職者訓練については、真に高度なものだけに限定して実施し、民間等で可能な訓練はやらないということに決まっております。これを踏まえまして、コースの設定については、地域の民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえた上で、たたき台をつくりまして、教育関係者あるいは労使団体の関係者、公共団体等で構成する協議会に諮って科目を決めてきているところでございます。

その実績でございますが、離職者訓練について言えば、平成16年度は624コースをやったわけでございますが、149コースについて廃止・見直しをしております。在職者訓練コースについても平成16年度は1万2,000余のコースをやったわけですが、そのうち2,887コースは廃止・見直しをしたということでございます。

それから、可能なものについては民間委託を推進するということで、3分の2を民間委託、平成16年度について言えば、67.1%民間委託したところでございますし、外部講師の活用につきましても、平成16年度16.7%ということでございます。

公共職業訓練でございますが、このように地域のニーズを踏まえた訓練を実施しているということで、就職率は78.5%でございます。民間の体制を整えてノウハウを持っているというところに委託訓練を、先ほど申し上げましたように3分の2はやっているわけですが、そちらの就職率は約6割でございます。それと比して18%、2割近く高い就職率ということになっております。

こういった訓練コースの不断の見直し、それから民間委託の推進等は引き続き進めてい

くということにしております。

次の４ページがアビリティガーデンでございます。

これも昨年、この場で御議論をいただきまして、経緯等については申し上げたとおりでございますが、ホワイトカラーの職業能力開発が進んでいないということで、その中核的施設として平成９年にオープンしたものでございまして、ホワイトカラー向けの訓練コースの研究開発の試行実施・検証、それから普及を一体的に実施するというところでございます。具体的には、新たな訓練コースを開発し、それを実際にやってみて、効果を検証し、改良点の発見等もして、民間でやっていただくものについては、そちらにお任せするというところでお渡しするというところでございます。

このアビリティガーデンの施設につきましても、効果的・効率的な運営を図るということで、衛星通信を利用したＡＧネットというものがございまして、この機器の耐用年数等が超過をしつつありますので、これを契機に運営コスト等も勘案して、廃止を含め検討をするということにしております。

昨年も御指摘を受けたかと思いますが、宿泊施設につきましても利用状況を見極めつつ、大幅な縮小、効率化を検討するということにしているところでございます。

次の５ページが「私のしごと館」でございます。

人口が減少に向かう中で、人材の活性化や質の向上が強く言われているわけですが、特にＮＥＥＴやフリーターが増えてきているという状況の下で、若年人材の活性化や質の向上が不可欠だという状況でございます。

そういった対策のかなめとして、フリーターあるいはＮＥＥＴにならないようにということで、若年者を中心として職業意識の形成あるいは適職の選択からその後のキャリア形成を支援するというで、ここにありますような展示・体験事業から情報提供、キャリア・コンサルティング、セミナーといったものを総合的に行う施設として、平成１５年３月に開館したものでございます。平成１５年１０月から本格オープンでございますが、ここでは平成１５年３月の開館以来、八代先生のペーパーにもあったと思いますが、平成１７年９月末までを総計すると８３万人の来館者がございました。今年度末で１００万人行くのではないかと考えております。

○八代総括主査 済みませんが、来館者が多いということと、フリーター、ＮＥＥＴがどういう関係があるのでしょうか。

○上村職業能力開発局長 この一番下にございますように、昨年度実施した利用者からのアンケートによれば、回答者の８割以上から、さまざまな職業に関心を持つようになったとか、職業について意識するようになったという高い評価はいただいているところでございまして、そういったことが、今、申し上げたような効果につながるんだと考えております。

なお、アンケート調査のほかにも、今後は来館者の追跡調査も行って、その効果も実証していきたいと思っているところでございます。

最後の 6 ページでございますが、この施設につきましては、確かに委員の皆さん方からも出るかと思いますが、マスコミ等でいろいろ言われています。

ただ、地元関西の経済界あるいはマスコミ等では好意的な取り上げ方もしていただいております。現実にご利用した方々の声等も肯定的な意見が出ているところでございます。

ただ、いずれにしましても、厳しい財政状況を踏まえれば、経費の削減や自己収入の拡大は図らなければいけないのは当然でございます。機構もそれについては鋭意努力すること、6 ページの真ん中でございますが、来年度の概算要求について言えば、運営費交付金につきましては 15%、2 億削減して 12 億円にすると。

それから、人件費についても平成 16 年度の決算額から比較して、2 割削減を目途として削減をしていくということで検討しております。

運営費につきましては、外光が入るようなところはライトを消すですとか、掃除の回数を減らすとか、そういった努力はさせていただいているところでございます。

今後につきましても、更に削減・自己収入の拡大を図るということで、民間コンサルタントの意見を聞きながら検討を行っております。

○八代総括主査 ちょっと時間ありませんので、削減努力の方はほどほどにさせていただいて、それだけ削減すれば、それでいいと考えておられるのかどうかを聞きたいわけです。

○上村職業能力開発局長 こういう方向で取り組んでいるということでございます。

今後の効率化等についての取組みについて求められたものですから、そういった関係で資料を用意して御説明させていただいたところでございます。

○生田総務課長 雇用促進住宅についてでございますが、職業安定局の総務課長の生田と申します。

雇用促進住宅は、就職者のための住宅として整備しておりますが、冒頭に申し上げますけれども、私たちの気持ちとしましては、少しでも早く譲渡をしたいという気持ちで取り組んでおります。ただ、その中で、制度的、実態的な制約をどうやって乗り越えていくかという問題だと考えております。

7 ページの(2)にございますけれども、所有戸数は 14 万戸で 35 万人の方が住まれています。

(4)の「運営」のところですが、私どもに課された制約といたしましては、家賃収入の中で、独立採算で立退料だとか、修繕費だとか、そういうのを全部賄うという枠組みの中で対応せざるを得ないということになってございます。

ですから、雇用保険三事業の財源は一切使わないということで対応せざるを得ないという状況になってございます。

(6)の「運営の現状」ですが、・の「平均家賃」のところに 2 万 6,673 円と書いてございますが、低家賃の住宅でして、・の「世帯収入」のところにございますけれども、実態としては 400 万未満の世帯の人が 6 割ということでございまして、入居期間も、ここには書いてございませんが非常に長いという実態でございます。

対応方針ですけれども、7ページの2.の(1)のところにございますように、閣議決定がございまして、現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止というふうにされてございます。

これを踏まえて、雇用・能力開発機構法の中で、平成16年3月に独法になった後も当分の間、雇用促進住宅の譲渡・廃止の業務とそれまでの間の運営を行うとされてございます。

この法案審議の際に、12ページの一番下のところに国会の附帯決議が付いてございますが、入居者への配慮等、地方公共団体等への譲渡というのを中心としたような附帯決議がされてございまして、こういったものに対する対応というのが必要になってございます。

7ページの2.の(2)でございしますが、こういった対応方針につきましては、私どもも全く不動産については素人なものですから、10ページに書いてございますような「雇用促進住宅基本課題検討会」というところで、専門家に御議論いただいて処分方針を決めていただいて、それに基づいて対応していたところです。

ただ、それにつきまして、今日はいろんな御意見があるということで、御意見を伺って対応を考えていきたいと考えてございます。

11ページに民間の監査法人にシミュレーションしていただいた結果がございまして。

これは、先ほど私が申し上げた前提でシミュレーションいたしておりますので、その前提が違うという御意見でしたら、そもそも役には立たないですが、前提は2つございます。

1つは、雇用促進住宅を売却した収入は、すべて国庫に納入すると雇用・能力開発機構法の附則に書いてございまして、この解釈につきましては、立退料を引いたものを納入するというのではなくて、丸々納入するという解釈だというのが当時の考え方で、法律を国会に出したときの財務省と法律の条文をつくったときの考え方でございます。

それから、実態的制約といたしまして、この住宅には35万人の方がいらっしゃって、その中には低所得の方もいらっしゃるんですが、そういう方にすぐ立退きを求めることが現実的に可能かどうかという問題もございます。

以上でございます。

○宮内議長　ありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

どうぞ。

○八代総括主査　先ほど局長がおっしゃった点で、今日は効率化について話をするために来られたということですが、こちらは、もともと雇用・能力開発機構自体の在り方であって、効率化を進めているということと、それ自体が必要かどうかというのは直接関係がないと思われませんが、では逆に言えば、局長はどのくらい効率化を進めれば、それでいいと考えておられるのか、本来、存在意義のないものを幾ら効率化しても意味がないわけですから、やはりこういうものがなぜ民間でできないのかということについて、まずお話しただきたいと思います。

住宅のところでも、今、生田課長から御説明があったところなんですけど、売却収入は全

額国庫に納入するといっても、それはグロスとネットといろんな関係があるわけで、売却するためには当然いろんな手数料がいるわけですね。

その手数料の中に、例えば退去していただく方のために必要な立ち退き料というのは当然入っているのが普通概念であって、それがネックになっているわけなんですか。それはその売却収入の云々というところを見直せば済むことでは、それは見直せないほどの重要な規定なんでしょうか。大事なのは、今の国庫財産を少しでも効率的に、30年後ではなくて、今すぐに売却収入を国庫に戻すために何をすればいいのかという方がはるかに重要な課題なんではないでしょうか。ですから、立退者に対しては十分な補償をする、民間なら当然そういうことをやるわけです。

それから、不動産業について生田課長は御存じないというのはよくわかっていますが、なぜ不動産会社にきちんとそういう目的を示して、全面的にこの問題を委託するということができないのかと。こういうのは別に雇用政策の問題じゃないから、審議会みたいなものを開いても仕方がないんじゃないかと思いますが、その道のプロにどうしたらいいかということを全面的に委託するというのは、まさにここの「市場化テスト」の考え方であって、それは廃止も含めて民間の知恵を活用するということをやなぜ御検討いただいていないのかというのを後でお聞きしたいと思います。

時間がないので、ほかの委員の方もどうぞ。

○福井専門委員 雇用促進住宅ですが、これはこの間、非公式に生田課長と十分議論しましたので、要点だけ申し上げますが、今、八代総括主査からも御指摘がありました、収入の総額を国庫に納付しなければならない。これはネットについてだという以外の解釈はないと思います。もし、そうじゃないと財務省がおっしゃるのであれば、それはやはり明確な根拠を教えていただきたいと思います。

売却を早期に行うというのが本来の閣議決定の趣旨ですから、それに沿わない、30年もかけてやるという方針は、白地に戻して忘れていただくしかない選択肢だと思います。

研究会でそういう議論があったということですが、この研究会のレポートの提案部分は詳細に私どももチェックさせていただいておりますが、全く前提が成り立たない、言わば法解釈や、あるいは政策判断において極めて問題のある、前提を欠く提案だと考えています。具体的には、30年間普通借家、要するに絶対採算が取れないということが運命づけられている法形式で貸し続けるということを前提に30年でできるだけ赤字を出さないということを想定しているわけですが、それはおよそ成り立たない考えです。

普通借家というのは、基本的には採算が取れない、市場家賃を取ることができないことが判例上確定している借家形態なわけですから、全体を定期借家にできるならともかく、今からでは事実上無理ですから、権利関係を直ちに解消する以外には方法がないと思います。これは御理解いただいていると思います。

更に、これも先般お聞きしたところによると、大半が老朽化していて、機能的にも陳腐化している住宅がほとんどであるということをお伺いしておりますが、だとすれば、それ

はそういう陳腐化したところを幾ら普通の貸し出し方をしても、市場収益から考えれば、極めて効率の悪い収入しか上げられないのは当然でありまして、一種の不良資産化した大部分の雇用促進住宅については、取り壊しを前提にして、民間売却するということしかあり得ないと思います。

そういう意味で、いずれにせよ民間に更地を原則として売却する、あるいはよほど新しい建物で、まだまだ機能的、物理的にも陳腐化していないというのであれば、借家関係を立退料等をお支払いになって一旦解消した上で、おおむね３年以内に売却で完全にけりを付ける、これ以外の選択肢はあり得ないと思いますので、その方向で御検討いただきたいと思います。

○草刈総括主査 ついでに雇用促進住宅の話ですが、国庫に売却して返すとおっしゃいますが、これはもともと使っているのは雇用保険で、事業主が負担している３．５％部分をこれに充当していると理解しています。国庫とおっしゃいますが、返してもらうべきは、保険料を払っている人であって、国庫ではないのではないかと。つまり、雇用保険に対して与えた損害をその額によって還元するというのが当たり前ではなかろうかと。少し前に話題になったスパウザ等の福利施設含めてですけれども、もうあれはどこかへ行ってしまったんでしょうけれども、この件については、やはりそういうふうにしちんとしてもらいたいと思います。

○宮内議長 どうぞ。

○赤羽専門委員 １点だけ、先ほどの収入の件ですけれども、そうなりますと、通常売却する際には売買手数料を払いますが、それも減額できないと聞きました。そのような通常払うべき３％等も減額できず、売却代金全て国庫に納めなくてはならないという解釈でしょうか。すると、取引上必要なランザクション、民間で必要なランザクションコスト、売買手数料、判例上も認めてられている正当事由の一部としての立退料等についても同様の取引コストが全く認められない、売買手数料ですら認められないという判断であるかということを、一応、確認させていただきたいと思います。

○宮内議長 どうぞ。

○美原専門委員 １点だけ、毎回お聞きして申し訳ないんですけれども、毎回同じ答えが出てくるものですから、いわゆる公共職業訓練について、民間では実施できないもの、常に真に高度なものという表現があります。勿論これは法律とか基本計画に書いてありますから、そういう御主張をしていると思うんですけれども、私などは公共職業訓練は民間でできないものはない。今ある機構の予算枠組みを利用すれば、１００％民間でできるし、逆に民間の方がより効率的で優秀なプランを考えることができるのではないかと思うわけです。

要は、官がやったとき効率がいいんだということを言っておられますけれども、ではなぜ官がやればできるのかというのは必ずしも明確に立証される形で御議論されていないわけですね。こういう御主張をされるんだとしたら、それこそ全体を「市場化テスト」の対象に

して、本当の効率性とは何かを検証すべきで、同じ一定の予算の範囲内で全体を検討すべきだと思うんですけども、その辺のお考えをお聞きしたいわけです。真に高度なもの、民間にはできないもの、それは結局枠組みを法令で固めているからこそ主張されただけであって、本当にオープンにし、同じ条件にすれば、民の方がより効率的な職業訓練ができるのではないかと思います。

○宮内議長 いろいろ御質問、御意見等を出させていただきましたけれども、どうぞ、お答えいただければと思います。

○上村職業能力開発局長 公共職業訓練の方から申し上げます。

その前に、八代先生から説明がちょっとずれているんじゃないかと言われまして、御案内いただいた線に沿って説明したつもりなんです、ずれていたとしたらおわび申し上げます。

公共職業訓練ですが、失業者をいかに早く就職させるか、あるいは労働者の雇用の安定をいかに図るかということで、雇用対策の一環として、セーフティーネットとして職業訓練をやっているわけであります。

それについて、これは小泉内閣になってからだと思いますが、閣議決定で、先ほど美原先生からお話があったようなことが言われているわけでございます。繰り返しになりますけれども、離職者訓練は、その地域によって民間では実施できないものに限定してやれと。

それから在職者訓練についても民間で可能なものは機構の業務としてやめろということでございますので、機構としては民間でできないもの、そういうものについて実施する必要があるということでやってきているわけでございます。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたが、自分のところの施設内訓練ではなくて、民間の教育訓練機関を使って委託訓練を3分の2はやっておりますけれども、これにつきましても、そこが体制が整っているということで、それからノウハウを持っているということで訓練を実施しているわけですが、先ほど申し上げましたような就職率の状況等でございますので、このようなことについて考えれば、離職者訓練は失業者をいかに早く職に就かせるかということでございますから、引き続き機構で実施することが適当ではないかと考えているところでございます。

○生田総務課長 雇用促進住宅の関係でございますが、まず、売却収入をそのまま国庫に入れるという件につきましては、入札等の方式で、直接取引を想定していますので、売買手数料という考え方がそもそもなかったということで、そちらの方は入っていないんです。

直接国庫に入れるときに、立退料だとか、そういうのは入れないという考え方については、財務省の考え方を確認したんですけども、附則4条の3項の規定もございまして、入った資産につきましては、入った収入につきまして減資するという規定になってございまして、その減資につきましては、立退料等で左右されるようなものではなくて、直接入った売却金額で対応すべきだということも前提にあったようでございますが、いずれにしてもそういう考え方のようです。

ですから、我々としては、その縛りはそれでいいんですけれども、要するに立退料等がかかった費用について、どこからお金を出すかというときに、今の私どもに対する政策的な要請として縛りがあるのが、家賃収入の中から何とかしろということで縛られているものですから、なかなか厳しくて対応できないという面が確かにございます。それが1つあります。

それから、入居者として35万人の方がいらっしゃる中で、実際に立退料の手当をして出ただけの方もいらっしゃるのかもしれませんが、実際に個々に交渉していく過程で、なかなか厳しい事態も想定されて、結局一人、二人出ないことによって売却がどんどん遅れて、コストばかりかかってしまうというリスクもあるものですから、そういうのが起きないような形で、どうやって対応すべきなのかというのを考えていく必要があるだろうと考えてございます。

我々としては、引き延ばすのは全く本意ではなくて、できるだけ早く売りたいという気持ちが強くございまして、今の制約の中でどこまでできるかということについて、民間のノウハウを使ったらどうかという八代先生からの御指摘がございましたけれども、これはある意味、ごもっともだと思っておりますので、民間のノウハウをどやって使うのかということも含めて、更に考えてみたいと思います。

もともとの案では、30年かかるとかあったんですが、この30年にはこだわらないということには是非したいと思っておりますので、その上でどういうことができるのかというのを考えさせていただければありがたいと思います。

○宮内議長 最後の点ですが、今、家賃収入で何とかしろという枠組みがあるとおっしゃいましたけれども、それは、だれによる、どういう枠組みですか。

○生田総務課長 それは、国会審議の過程で、独立採算ですべて対応するという御説明をしているものですから。

○福井専門委員 その附帯決議も、今、私の手元にありますけれども、譲渡を促進するための条件整備に努めるとか、基本的には譲渡です。あたかも賃貸が大前提になっているかのようにおっしゃいましたけれども、全くそれは間違いですので、誤解を招くことをおっしゃらないでいただきたいんです。

基本的には譲渡ですから、今ので非常によくわからないのは、30年を短縮することはあり得るということです。短縮では困ります。

冒頭申し上げましたように、普通借家を前提にし、機能的、物理的に陳腐化した住宅を前提にして、幾ら運用したって、資産の最大活用なんていうことはあり得ないんです。まず、その現状のリアルな認識に立っていただかないと、そもそも収益を生まない資産をどう運用しても意味がないわけですから、賃貸の形での運営ということ自体がナンセンスです。そこを放棄していただくというのが、まず先決問題。

その上で、さっき交渉困難者がいらっしゃると言いましたけれども、これも正当事由の問題で、結局、今、普通借家で入られているわけです。だとすると、正当事由があって、

かつ一定の立退料を支払ったときには、基本的に法的にはそこでの権利はなくなるのです。正当事由とか、立退料について言えば、例えば再開発がそこで予定されているとか、公的な事業が予定されているとか、政府の方針であるといったものについては基本的に正当事由に該当しうるのであって、その分立退料についても配慮をするというのが確定判例の基準です。

ですから、これについては、処理についての国家の意思が示されていて、しかるべく、例えば立退料とか、代替住居とかを手当してあげて、それでも残る方については、断固立退訴訟をしてでも3年以内に明け渡していただく。これ以外の選択肢はあり得ないと思います。

○生田総務課長 済みません、説明が不十分だったので、先ほどお答えしていない答えも含めて申し上げますが、まず、売却収入につきましては、雇用保険三事業に入ってくるということを説明し忘れましたので、それを申し上げておきます。

それから、今の国会の附帯決議の趣旨につきましては、国会の質疑をござんいただければわかるんですけども、退去を求めないというトーンでの議論が中心でございまして、それを前提に附帯決議がなされております。

ですから、必ず早期に退去させるという前提で、すべて仕切るとするのは、今の私どもの立場からすると、すごく難しい。

○福井専門委員 ちょっと待ってください。それはどこに書いてあるんですか。要するに、国会の審議で、例えばだれか政府委員なり大臣が答弁したとか、あるいは国会自身意思として決めたとか、あるいは法令体系の中に出てくるというもので、そういうものがあるんですか。

○生田総務課長 済みません、ここに議事録を付けていなくて申し訳ないんですが、そういうやりとりはございます。

○福井専門委員 該当部分を読み上げていただけますか。

○生田総務課長 ちょっと今手元に持ってきてございませんで、申し訳ございません。

○福井専門委員 引用もできないものに基づいて、ここで議論しても仕方がないので、あくまでも内閣の意思は、平成13年の閣議決定にあるように、基本的には譲渡なんですから、それに反することが立法のときの答弁にあったというのは、内閣の意思として、仮に衝突している部分があるのか、ないのかわかりませんけれども、あるとしても最終的な内閣の意思に沿ってやっていただく必要があります。要するに、それを別の形にネグるとか、あるいは読み替えてしまうということとはできない相談ですから、あくまでも、今、内閣として決めたことを肅々とする、早期譲渡のために全力を上げていただくということだと思います。

○生田総務課長 済みません。一応、12ページのところに附帯決議は書いてございますけれども、これは閣議決定の後法案が出て、その後附帯決議が出たものでございますが、その表現は「入居者に適切な負担を求める等の措置を講じつつ、現に入居者がいることを踏

まえ、地方自治体等への円滑な譲渡を促進するための条件整備に努めること」ということになってございまして、入居者が入ったままで地方公共団体等に譲渡するというのに努力するというのが中心だと私どもは理解しております。

できるだけ早期に廃止すること排除しているわけでは全然ないんですが、こういう国会の附帯決議の趣旨を一切無視して対応するのは難しいだろと思っています。

○福井専門委員 国会の附帯決議を踏まえても、この内閣の方針がやはり維持されているんです。

○生田総務課長 閣議の後で、この法案審議がございまして、この時期が整理合理化計画の後なんです。

○福井専門委員 ですが、閣議というのは、内閣として法案提出したときの意思ですから、内閣の意思がその上で変更されたということはございせんね。国会の附帯決議というのは法令ではないのです。法的拘束があり、公務員として遵守義務を負うのは内閣の決議です。さらに言えば、内閣の決議と附帯決議を比べ合わせても何ら矛盾はございせん。内閣の意思と附帯決議とには、意味においても、齟齬、矛盾はないはずですから、あくまでも公務員の行動規範としては閣議に基づいてやっていただかないと困ります。

○生田総務課長 閣議については、現に入居者がいることを踏まえたということが前提になってございまして。

○福井専門委員 入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策ですね。入居者がいるということは当たり前です。普通借家の借家人が大量にいるのは当たり前ですから、いるんだけれども廃止することになっているのです。廃止することとなら、最終的には退去していただくしかないじゃないですか。それ以外の日本語の読み方はないですよ。入居者に対して何らかの意味での配慮をする。それはわかりますよ。

しかし、この間もお伺いしたけれども、およそ生活保護を受けていらっしゃる方が全くないとおっしゃっていませんでしたか。ということは、低所得者が混ざっていないのに、何をそんなに配慮するんですか。

○生田総務課長 勤労者として働いておられるので、基本的に生活保護の対象にはなっておられないという意味で、生活保護の対象にはなっていないんですが、ただ、先ほど申しましたように、400 万以下の年収の人が 60% を超えますので、一般的な標準からすると、低所得の方が多くて、実際に追い出されると現実に困る方がたくさんいらっしゃると思っています。

○福井専門委員 これも前回の議論を全然踏まえていらっしゃるらないので、もう一回あえてここで申し上げます。本当は時間がもったいないんですが、御指摘申し上げたように、公営住宅の入居基準に該当するのであれば、この種の公的な事業によって立ち退いた方について言えば、公営住宅の優先入居の措置を各自治体で講じることができる。これも御存じのはずです。あるいは知らなければ調べていただきたい。

更に、何よりも問題にしていきたいのは、ここに生活保護の基準にも該当しない、

公営住宅の入居基準にも該当しない、言わば中堅勤労層以上として入られている方は、極めて格安の公営住宅に毛の生えた程度の家賃で何十年も入居しておられるわけです。

しかし、同等の所得の方が、たまたまこういう恵まれた住宅に入れなかった方はみんな、民間のより条件の悪い、しかも市場家賃の住宅で、全部自腹で家賃を負担せざるを得ないという状況に追い込まれているんです。それとの公平をちゃんと考えていただかないと困ります。もともと資格のない方が入っているといっても過言ではない。もともとの管理に極めて問題があったということが、今、顕在化しているわけです。

一律にここに入っている方が弱者であるとか、何らかの意味で絶対に居住権が保障されているんだというのかのごとき前提は、絶対にお取りになっていただいては困ると思います。

○生田総務課長　すべての方が低所得だとは申ししていないんですけれども、その上で、現実的に取り得る政策としてどこまでできるかというのは考えさせていただきますが、今、この場でこうだということを申し上げるのは難しいと思っています。

○福井専門委員　閣議の解釈も附帯決議の解釈も入居者の居住権なり、あるいは居続ける措置自体を継続するというものではないということだけは、この場で明確に確認しておきたいと思います。

○宮内議長　どうぞ。

○赤羽専門委員　附帯決議から大体7年ぐらい経っていると思いますけれども、その間、家賃の不払いへの対応や早期退去も含めて、努力、もしくは明け渡し訴訟等をされた例というのはございますか。

○生田総務課長　古い住宅で、入居率が低いようなところについてはどんどん廃止をして、退去していただくような形にしております。これは退去していただくときに、ほかの住宅に住んでいただくという形、雇用促進住宅で空いているところに住んでいただくという形ですが、それが35住宅で、6,124戸の廃止決定をして、これから出ていただくんですけれども。こういった努力は引き続きやっていくんですが、明け渡しに関連する訴訟を逆に提起されたという例は、今のところないです。

○赤羽専門委員　御存じだと思いますけれども、借地借家で一番難しいのは、現実に出ていただくかどうかであり、その辺りはどうなっているのでしょうか。廃止を決定して、同じ雇用促進住宅へ転居ということなのですか？

○生田総務課長　雇用促進住宅の空いているところに立退料をお支払いするという事で、これから調整をするという段階ですので、ここでひょっとしたら何か起きるかもしれません。これはちょっとやってみないとわからないです。

○赤羽専門委員　まだやられていないということでしょうか。

○福井専門委員　これは向こうから裁判を起こすのではないんですよ。大家が出ていってくれと裁判を起こさなければ裁判になりっこないじゃないですか。それがないのは、ある意味では怠慢にも今までサボっておられたからというだけのことでしょう。

○生田総務課長　ですから、今はできるだけ譲渡して、地方公共団体で引き続き低廉な家

賃の住宅として維持していただくようにするというのをベースにしつつ、廃止すべきものについては廃止していくというやり方にはしているんですか。

○福井専門委員 これに関連してですけれども、これには国家公務員とか、地方議会の議員とか、およそ制度の要件を満たさない人が随分大量に入居していたという事実がありますね。それらの方について、言わば市場家賃と比べて格安で入居を認めてこられたわけですが、その差額について後で損害賠償請求、ないしは不当利得の返還請求を講じておられますか。

○生田総務課長 損害賠償請求をするといったようなことはやっておりません。

○福井専門委員 それはやらなくていいんですか、本来それは違法に貸し付けた資産ですね。だれの責任かわかりませんが、貸し付けた責任者を場合により懲戒処分されるなり、あるいは受益を受けた方に対して、一種の不当利得でしょうから、求償請求をして、迷惑をかけた雇用保険の積立者に対して損害を償うのが筋ではないでしょうか。

○生田総務課長 これを幅広く貸し付けるといふうに意思決定した前提としては、先ほどの報告書がインチキだとおっしゃっていましたが、この報告書に基づいて、できるだけ入居率を高めて、独立採算ですべてを賄うという前提で、空けておくよりは、できるだけ入っていただくところは入っていただくという思想でございました。

○福井専門委員 それは法によって許された行為ですか。

○生田総務課長 法によっては多分許されるんだと思いますが。

○福井専門委員 それは適法だという理解ですか。何条の何項で読めるんですか。

○田窪調査官 もともと法律の構成としては、まず移転就職者のための住宅ということで書いておりますけれども、もともと雇用・能力開発機構の昔の法の附則になりますけれども、第3項の方で移転就職者以外の方についても貸与することができるという規定がございます。そういう規定等に基づいて、制度的には。

○福井専門委員 それは公務員とか地方議会議員も読める規定ですか。

○田窪調査官 そうでございます。

○福井専門委員 それは附則のどこですか。

○田窪調査官 これは古い雇用・能力開発機構法で附則の第11条の第3項で規定しております。

○福井専門委員 どの部分ですか、何と書いてある部分ですか。

○田窪調査官 機構は、前項の業務を行う場合においては、第1項に規定する宿舍を9号第19条第1項、第3項に規定する移転就職者以外の労働者で住居の移転を余儀なくされたこと等に伴い、職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認める者に。

○福井専門委員 わかりました。今、私も手元に条文がありますが、これは「住居の移転を余儀なくされた」ということが、まず要件の1つ。

それから、「職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要」で、しかも「それ

を公共職業安定所長が認める者に貸与する」ということですね。地方議会の議員や御省の職員について、一体どこがこの要件に該当するんですか。

○田窪調査官 一般論で云々ということではなくて、個々の入居希望を出された方の状況に応じて当然判断しておりますので。

○福井専門委員 状況に応じると、「住居の移転を余儀なくされ」て、「職業安定を図るため」という要件を満たすような、地方議会議員や御省の職員などそもそもいるんですか。これは法令上の要件ですよ。それに入っていた人は、みんなこの要件を厳密に満たしているんですか。個別に後ほど個票を示していただきたいと思います。どの方が、この要件になぜ該当していると判断されたのか、具体的にお示しください。それがお示しできないのであれば、むしろそれは不当利得返還請求なり、法令に違反して貸し付けた方の処分なりを検討するのが筋だと思います。

○草刈総括主査 今のお話に、ついではっきり申し上げてしまいますが、要するに雇用・能力開発機構の機構自体の職員が52人入っているわけでしょう。これが、要するに本来は、炭鉱が閉山された、そこから始まったものに、こういう立派な機構の方が入って入居ができるなどという論理は絶対にあり得ない。これはモラル・ハザード以外の何ものでもないじゃないですか、そう思いませんか上村さん。もし、そうだとすれば、ちゃんと処理すべきですよ。これはさっき公務員の話で、おれたちの方が民間人よりもちゃんと守秘義務を守る立場にあるとか、何か変なことを言っていたけれども、あなた方のやっていることの方がよほどひどいじゃない。この問題は、そういうことも問われているんですよ。そのこのところをよく考えておいてください。だから早くやった方がいいですよと言っているわけです。

それと、独立採算とか何とか言っているけれども、使ってしまった9,000億円強のお金を全部ちゃんと償還するというベースでの独立採算ですか。

○生田総務課長 違います。

○草刈総括主査 だとすれば、皆さん、この機構は1兆円の借金があるんですよ。だから非常にいろんな意味で問題があると申し上げているわけで、独立採算という言葉はランニングコストだけをカバーするための収支で使っておられるようですけども、投入されてきた資金というところをよく考えれば、早く処理しなければ、とんでもないことになってしまうよというのは、この前も言ったけれども、皆さん少しよく考えてくださいよ。

○八代総括主査 ですから、そういう官庁の非効率的なやり方では、いつまで経っても効率化が進まないで、「市場化テスト」の対象にして、雇用促進住宅の処理も含めて、生田課長が考えられる必要な条件を満たして民間に、例えばそっくりそれを任せると。それでどれだけ国庫に対してたくさんの収入が入るかということをベースに議論する。これは絶好の「市場化テスト」の対象なものです。

官庁が幾ら有識者を集めて審議会方式でやるのと、民間の不動産会社に任せると、どっちが国庫にとってプラスになるのかという一番いい例だと思いますので、この処理につ

いて速やかに「市場化テスト」の対象にしていきたいと思います。

それから「私のしごと館」というのは、先ほど局長の方から地元の人から非常に評判がいいというようなお話ですが、では地元の人から評判がよければ、どんな公的事業も生き延びられるのかといったら、そんなことはないわけで、やはり地元の人がかかっている費用のことは全然無視して言うておられるわけですから、これもきちんと全体の費用を考慮した上で、客観的な評価の下で、これは多分廃止の方がいいかと思えますけれども、それも含めて、もし廃止が望ましくないというのであれば、「市場化テスト」の対象にしていきたいと思います。

アビリティガーデンも当然のことであって、そちらは民間にできないことをやっておられるというわけですが、それは実は立証されていないんですね。先ほどから民間委託したものと、直営のものと比べて、直営の方が効率が高いとおっしゃいましたが、それはどんな事業を想定しているのか、対象としては民間がどういうふうに使われているのか、これらは何ら競争ベースに議論されているわけではないので、そういう意味でも、これはすべて廃止ないし「市場化テスト」の対象にふさわしいものだと、当会議では考えられるわけですが、これについては是非前向きな御回答をいただきたいと思います。

○生田総務課長 まず、雇用促進住宅の関係でございますが、これにつきましては、具体的に売るという作業でございますので、「市場化テスト」というよりは、本当に売る作業を加速するというところでございますけれども。

売る作業につきまして、民間の不動産業者の方を使うということも検討に値すると私も思っていますので、それは考えさせていただきたいと思います。この場で具体的にこうするというのは、なかなか言いにくいんですが、改革案の中に書いていただいている、民間の知見、ノウハウを活用しながらということについては、できることはやっていきたいと思っています。

○福井専門委員 法的権限の行使も含めて、機構や御省でできないのであれば、むしろ全面的に民間にやってもらうことをお勧めします。

○生田総務課長 私も研究していただきたいと思います。

○福井専門委員 研究なんかする必要はないんですよ。やることは決まっているんですから、最も安く、早くやってくれる方にやってもらえば、それだけでいいんです。

○生田総務課長 ですから、そういうことも含めて考えていただかなければいけないので。

○安念専門委員 いやいや、もう考える段階ではなくて、大掃除をだれがするかという、それだけの話なんです。大掃除のやり方を御省で考える必要なんかないんです。どこでどういうモップを使って、どこでどういう洗剤を使って、そんなのはどうでもいいんです。それは業者が考えますから。

○生田総務課長 ですから、業者に考えていただいて。

○安念専門委員 いやいや、業者に考えていただかないでお願いしないでいいんです。

彼らは考えます。彼らはやるんです。

○福井専門委員 前提を示して、一刻も早く「市場化テスト」にかけられることを強くお勧めします。

○生田総務課長 ですから「市場化テスト」というよりは売る作業ですので、売る作業を民間の方にお願ひするということについて、どういうふうにできるのかというのを、済みません、考えないといけないものですから、考えます。今、すぐにやるとは言えないのです。どういうやり方があるかというのを考えないと。

○八代総括主査 しごと館は、今後とも続けていくということなんですか。

○上村職業能力開発局長 若者対策が大きな問題になっておりますので、先ほど申し上げましたように、8割方仕事について考える契機になったというような評価もいただいておりますし。

○八代総括主査 この何万人というのはフリーターの方が来られたんですか。

○上村職業能力開発局長 いや、フリーターにならないように、あるいはそういう方々が増えないようにという意味で効果があると申し上げたわけでございます。学生が来ているわけでございます。

○福井専門委員 ここに来たからフリーターにならなかったという実証データはないんでしょう。

○上村職業能力開発局長 それは反証も不能でしょうし、証明も不能でしょうね。

○福井専門委員 反証も証明も不能なことに巨額のお金をかけてもいいんですか。

○上村職業能力開発局長 そこを、先ほど申し上げたように、そのように思いますが、ただ追跡調査も引き続きやって、例えば進学高校の生徒が大学を選ぶときに大いに役に立ったとか、そういうことでどういうふうに生きてくるか、多分活着ているという話は聞いておりますので。

○福井専門委員 その感想文のレベルでは幾らだって言えますけれども、そこに通ったお陰でフリーターにならずに済んだというのは、ちゃんと実証分析すれば、計量経済的手法を使って証明できます。

○上村職業能力開発局長 ならず済んだという証明は不能だと思いますね。

○福井専門委員 そんなことはないです。それは手法をよく勉強されてからおっしゃっていただきたい。

基本的に証明されていないことについてお金をかけている。そこでそもそも誤りを犯しているんです。その御自覚を持っていただかないのは困りますね。

○上村職業能力開発局長 アンケート調査等で「いい」という評価自体は、私どもは効果だと思っておりますので。

○福井専門委員 アンケートでいいというのは、ただで入って、しかも自治体の人にしてみれば、ただで誘致施設があるわけだから。

○上村職業能力開発局長 入館料と体験料は払っております。

○福井専門委員 実費を賄っていますか。実費を賄ったコストをその人が負担して、それで値打ちがあるというのなら本物ですよ。

○安念専門委員 いやいや連行されてきたんじゃない人が、もう二度と嫌だとか、一生こんなところに来たくないなんて、アンケートでそんな答えをするはずがありませんよ。要するにコストに見合ったパフォーマンスがあるかどうかです。

○草野官房審議官 ただ、マクロを見ていただきたいと思うんですが、要するに学校から就職に至る、昔は集団的な一人一社制とか、指定校制というのがあってスムーズに行っていたわけです。今、ほとんどそういうものがなくなって第二新卒を採っているという状況で、やはりその場合に、自分がどういう職業に向いているとか、考えていないで立ち止まってフリーターになっている方が非常に多い。

このことが外国でも、やはり中学生ぐらいが。

○安念専門委員 そういう一般論ではなくて、しごと館がどういう役に立っているんですか。

○草野官房審議官 いや、マクロの中での位置づけで。

○安念専門委員 中での位置づけというのはどういう意味ですか。

○草野官房審議官 20万、30万の中学生、高校生の方が来ておられます。ここで職業体験をしたり、情報を得たり、相談というのを1日で一括してやります。仮に、これがなかりせば、それだけの20～30万の方を全国の中学校や高校でできるかということです。

○八代総括主査 19億円もかけたらいろんなことができるんじゃないですか。19億円に値する事業だと本当に考えているんですか。

○草野官房審議官 そこは削減努力をしていきます。ただ、こういうことは、例えば外国で10%とか失業率があるところでは、ドイツなどは50億ぐらい、フランスでは80億かけてこういうものをやっています。

○八代総括主査 本当ですか。

○草野官房審議官 これは科学技術館みたいなところですよ。そこを高校生とか中学生に見てもらっていると、そこを職業意識を得てやっていくと、こういうことを繰り返してやっていくと。

○八代総括主査 そうするのは文科省の施設じゃないんですか。労働省の施設としてやっているんですか。

○草野官房審議官 教育と労働は州でやっていますから一緒ですけども。

○福井専門委員 修学旅行でたまたま来るかもしれないという人を相手に何十億も使うというよりは、それだったら学校教育と連携して文科省と相談されて、学校教育の中でのフリーター対策とかに同じお金をかける方がはるかに効率的でしょうね。

○草野官房審議官 それは学校教育との連携なんです。要するに、総合学習の時間とか、そういうところを使ってきていただくというようなことの連携でやっているわけです。

○福井専門委員 義務教育の一環として全国民が必ずこのしごと館を訪れなければいけな

いというのなら、それ自体の適否はともかくつじつまの点ではわからないでもないけれども、實際上、そうはできないでしょう。たまたま訪れた子どもだけでは困るんじゃないですか。

○草野官房審議官 たまたまですけれども、そういうことをオープンにしてできるだけ来る機会を確保するということが重要だろうと思います。

○福井専門委員 でもだんだん訪れる人が減っているんでしょう。

○上村職業能力開発局長 減っていません。増えています。

○福井専門委員 ずっと増えています。

○上村職業能力開発局長 まだできて2年ですが、増えています。

○福井専門委員 今後も増える見込みですか。

○上村職業能力開発局長 そう思います。

○福井専門委員 でも、それは、ただだから来るし、しかも自治体からすれば自治体負担もなければ、ないよりは集客施設があってもらった方がいい。でもやはりだれかがコストを負担しているわけですから、そのコストに見合っただけの社会的効果が上がっているということを挙証していただいた上で、維持・存続の決断をしないとまずいと思います。

○草野官房審議官 コストということも重要だろうと思います。

ただ、やはり失業者、フリーター防止とか、学校教育、職業教育との連携でやっていくときに、余り高い金を取る場合に、かえって利用が促進できないと。その辺のバランスは、やはり考えながらやっていく必要はあると思っています。

○福井専門委員 でも、1回何とか館に入っただけで、私はフリーターにならずに済みそうだという安堵感を持つような、そんなナイーブな子どもは、本当に日本人に多いんですか。そこがそもそも認識として非常に違和感がある。

○草野官房審議官 ここでだけでやるというよりは、きっかけづくりというのは、やはり学校教育とか社会の中でないということが大きいので、ここできっかけづくりして、いろいろな訓練とか組み合わせでフリーターにならないようにするとか、自分の目標を持ってやっていくとか、そういう流れをつくることは非常によいと。

○福井専門委員 まず、少なくとも実証分析、統計的手法で追跡をして、例えばここを出た方が、ここを訪れたというまさにその要因でどれくらいフリーターにならずに済んだかとかを見るべきです。手法はありますから、そういう検証をやった上で考えるべきでしょう。

○草野官房審議官 先生から、そういうことは教えていただきたいと思います。

○福井専門委員 そういう問題じゃないですよ。

○草野官房審議官 学校教育を受けて、ではどこに就職したかということの因果関係ですね。そういうことは先生が御専門でしょうし、そういうことは是非教えていただきながら。

○福井専門委員 いや、それは皆さんがお金を使う決断をされる以上、当然お金の支出決断をされる行政庁自身で、政策の前提たるシミュレーションとしてあらかじめやっておく

べきことです。

○上村職業能力開発局長 追跡調査はやることにしておりますので、まだ開館２年でございますから、今、福井先生から話がありましたように、そういった点は。

○福井専門委員 単にアンケートで満足度を聞くだけでは全然意味がないですね。もう少し統計的にやっていただいた方がいいと思います。

○上村職業能力開発局長 追跡調査を、アンケートだけではなくということで、おっしゃるとおりだと思います。

○宮内議長 予定しました時間が過ぎてしまいましたが、お聞き及びのとおり、相当意見の隔りがあるのではなかろうかとお聞きしておりましたが、最後にお考えにつきましてまとめて全体的にお話しいただく点がございましたら、局長の方からおっしゃってください。

○上村職業能力開発局長 特にございません。

○宮内議長 委員の皆様方は、よろしゅうございましょうか。

雇用関係につきまして、私どもとしましては「市場化テスト」という観点からいろいろ御協力いただき、我々の考えております考え方にくみしていただける点が多いのではないかと、このテーマを取り上げてまいったわけでございますけれども、本日のところは若干どころか、相当隔りがあるような感じがいたします。

引き続き、私ども年末の答申に向かって努力を進めてまいりたいと思いますし、また「市場化テスト」を法律という形でまとめるという中で、本日のテーマになりました点につきまして「市場化テスト」の対象として前向きにお考えいただくということをお願いしたいと思っております。

そういう観点から、引き続き厚生労働省の皆様方とお話し合いを進めさせていただきたいと存じますので、年末の大変お忙しいときでございますけれども、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の公開討論は以上とさせていただきます。皆様方、長時間ありがとうございました。